

平成26年2月吉日

お客様各位

株式会社 デイシー
電話：042-570-7121
株式会社 デイシーインスツルメンツ
電話：042-570-7085

消費税率改定に伴うお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様におかれましてはご周知のとおり、平成24年8月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が公布され、平成25年10月1日、正式に平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが発表されました。

本消費税率の改定に伴い、お客様との平成26年4月1日以降のお取引金額につきまして下記ご案内申し上げます。

敬 具

記

(1) 平成26年4月1日以降の納品ご請求分につきまして

新税率8%にてご請求申し上げます。

お客様と当社で平成26年3月31日までに取り交わさして頂きましたご契約書(ご注文書)記載金額が現行の消費税率5%で記載されておりましたが、平成26年4月1日以降の製品納品分につきましては、新税率8%を適用してご請求させていただくこととなります。

すでにご契約いただいております保守契約料金につきましても同様に、契約期間に関わらず平成26年4月1日より新税率8%でのご請求となります。

(2) 請負契約に関する経過処理

ただし、平成25年9月30日までに締結いただきました契約の内、請負契約(ソフトウェア開発、設置工事など)につきましては、お引渡しが平成26年4月1日以降の場合でも、現行税率である5%で消費税計算の上、ご請求申し上げます。

本ご案内は、現在公開されている情報をもとにご案内申し上げます。

今後、関係法律の見直し等発生の場合は、別途ご案内申し上げます。

本ご案内につきましてご不明点ございましたら、当社ホームページメールアドレス(info@deicy.co.jp)まで、要件「消費税率改定」とご記載いただき、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。